

第4号様式（第8条関係）

議 事 録

会議名	第4回寒川町地域自立支援協議会
開催日時	平成29年1月31日（火）13:00～15:00
開催場所	寒川町町民センター3階 講義室
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員：小川原委員、大西委員、牧野委員、内山委員 安田委員、山根委員、鈴木委員、石川委員 中野委員、長谷川委員、長田委員、森委員</li> <li>・ オブザーバー：湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター田中氏、尾上氏</li> <li>・ 事務局：【町】古谷福祉部長、内田福祉課長、吉田主査、執行主任主事、木内主任主事、塩原精神保健福祉士  【生活相談室すまいる】宮内氏、佐藤氏、木下氏</li> <li>・ 欠席：南委員、古谷委員、佐藤委員</li> <li>・ 傍聴者：1名</li> <li>・ 議事録承認委員：牧野委員、内山委員</li> </ul>
議 題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 新任委員への委嘱状の交付</li> <li>3. 会長あいさつ</li> <li>4. 議題             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定に関する意見聴取を踏まえた取組みについて【資料1・2・3】</li> <li>(2) 寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査に関する意見聴取を踏まえた取組みについて【資料4・5】</li> <li>(3) 平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の運営法人選定に係る結果報告について【資料6】</li> <li>(4) 相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループに関する経過報告について【資料7】</li> <li>(5) その他</li> </ol> </li> <li>5. 閉会</li> </ol>

<p>決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について意見聴取後の修正案等について可決された。</li> <li>・寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査の方法等について決定した。</li> </ul>
<p>議 事</p>	<p>1. 開会 事務局：定刻となりましたので、平成 28 年度第 4 回寒川町地域自立支援協議会を開会させていただきます。</p> <p>2. 新任委員への委嘱状の交付</p> <p>3. 会長あいさつ 会 長：みなさん、こんにちは。平成 28 年度第 4 回寒川町地域自立支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、委員の皆様にお願ひさせていただいていた寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領及び寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査に関する意見聴取につきましても沢山の貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。本日の議題につきましても貴重なご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>協議会の成立→了承 傍聴者→1名 議事録承認委員：牧野委員、内山委員→了承</p> <p>4. 議題 (1) 寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定に関する意見聴取を踏まえた取組みについて【資料 1・2・3】</p> <p>事務局：当協議会には、障がいがある当事者もご参加いただいているため発言の際には、挙手をしていただき所属と氏名を名乗ってからお願ひします。</p> <p>寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領策定に関する意見聴取を踏まえた取組みについてご説明させていただきます。</p> <p>昨年の 4 月 1 日から障害者差別解消法が施行された。法律の中では、各地方自治体は、職員対応要領の策定が努力規定とされました。</p> <p>町としては重要なポイントと認識しているため平成 29 年 4 月 1 日から運用ができるように準備を進めさせていただいているところです。</p> <p>策定にあたりましては、当協議会の委員の皆様にも色々ご意見をいただいた中で、それを踏まえた上で扱ってきたところです。今回お示しさせていただいたものを最終案として確認しご意見をいただきました</p>

いと考えております。

それでは資料1をご覧ください。協議会及び協議会以外で文書で寄せられた意見、一部の団体とのヒアリングの内容をまとめさせていただいた一覧となります。意見の数としては、36件ということで、沢山のご意見をいただき大変ありがとうございました。

つづきまして、資料2をご覧ください。

4ページの第6条の相談体制の整備についてですが、町の機構改革の関係で(1)「総務部総務課職員担当」を「総務部総務課職員力推進担当」と修正させていただいております。

つづきまして、第7条3項を新たに追加させていただきました。

つづきまして、留意事項の第4合理的配慮の基本的な考え方の5についてですが、文章的に変更が加わったところはありませんが、協議会の中で複数意見があった箇所がございます。こちらにつきましては、委託契約書の中に差別解消法に関する一文を加えてもらうように所管課と調整をしているところです。

つづきまして、留意事項の第6合理的配慮の具体例についてですが、合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例の(2)に「ルビ振り、概要版等での作成に配慮するとともに」の一文を追加。(9)に「また、会議資料はやむを得ない事情がある場合を除き事前配布を行う。」の一文を追加。ルール、慣行の柔軟な変更の具体例の(1)「なお、順番の入れ替えに支障がある場合等にあつては、予約時間を設定するなど柔軟な対応を行う。」の一文を追加。(4)「役場の敷地内」を「会場の敷地内」に変更。(5)「あることを踏まえて」、「可能な限り」、「なお、別室を用意できる場合は、その旨の事前周知に努める。」の文言を追加。(6)「非公表又は未公表」を「非公開又は未公開」に変更させていただきました。

つづきまして、資料3をご覧ください。協議会の中で概要版を作成した方が良いのではないかと。障がいのそれぞれの特徴をお知らせした方が良いのではないかと等、様々なご意見をいただきましたので、チラシを作成させていただきました。こちらのチラシは役場だけではなく自治会をはじめ広く皆様にご活用いただけるように作成させていただきました。チラシには町と協議会の名前を連名で記載させていただいております。以上となります。

会長：ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員：とても良いと思う。資料3については地域に回覧していただいて広く周知していただければと思います。

委員：資料3が分かりやすくまとめられている。企業や住民に上手く周知が図られると良い。法律ができて要領ができて、今後どのように運用していくのか今後の協議会の中で話し合われると良いと思う。

委員：資料3について知的障がいの説明文が障がい特性を記載しきれていない印象。これ以上の記載はスペース的に難しいとは思うが。  
また、裏面の事例を当事者の声として記載した方が見る方に伝わりやすいのではないか。本人の言葉だとわかり現実味があるのではないか。

事務局：ご本人の声、当事者の声と付け加えさせていただきます。

委員：資料3は、ホームページからのダウンロードは可能ですか。

事務局：今後、広く周知が図れるように、カラーでホームページに載せる予定です。

委員：プリントアウトして色々配りたいと思う。

委員：裏面の対応例のところでは4番の比喩や暗喩は使わないという一文がわかりにくいと思う。

事務局：馴染みのない表現は避けて等に変更するなど、もう一度、検討させていただきます。

副会長：裏面の表の事例のところは当事者の声、ご本人の声等に変更。対応例は、もう少し平たい言葉にした方が良い。また、こうすることが必要ですという表現になってしまうと、こうしなければいけない、それではわからないというようなことになってしまうので、もう少しやわらかい言葉にしたほうが理解の幅が得られる。

会長：これからあらゆるところに周知を図っていく中で、委託業者、指定管理者にも理解をしてもらうために、説明会等を行っても良いと思う。  
それでは議題1については承認ということでお願いします。

事務局：協議会で多くの時間を割いていただき、貴重なご意見をいただきました。作ったから終わりではなく、それを踏まえて取り組んでいきたい。要領も完成ではなく、来年度以降、運用していく中で、バージョンアップが図れたら良いと考えています。

(2) 寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査に関する意見聴取を踏まえた取り組みについて【資料4・5】

事務局：議題2の寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査に関する意見聴取を踏まえた取り組みについてご説明させていただきます。アンケートにつきましては、前回の協議会で事務局の案をお示

しさせていただき、昨年の12月22日を締め切りとし、委員の皆様からご意見をいただいたところです。お忙しい中、たくさんのご意見ありがとうございました。いただいたご意見を踏まえ、アンケートを修正したものを今月、再度、委員の皆様へ送付し、ご確認いただいたところです。今回は、いただいたご意見を踏まえて修正させていただいた内容について再度、この場でご確認いただき、町としての完成形にしていきたいと考えております。

それでは、はじめにアンケートの実施方法についてですが、アンケートにつきましては、前回の協議会でお示しさせていただきましたとおり、平成29年1月1日を基準として無作為で抽出し、1,000人の方を対象に2月中旬の発送を予定しております。

前回のアンケートは発送数が1,963件、回収数が1,015件、回収率は51.7%となっております。回収率の内訳といたしましては身体障がいの方が56.4%、知的障がいの方が45.3%、精神障がいの方が39.6%となっております。無作為抽出を行います。障がい種別や年齢、性別等に考慮しながらバランス良くアンケートを行うように考えています。

また、町といたしましては、前回の協議会でいただいたご意見も踏まえアンケート結果を補てんするため、障がい者団体等から直接聞き取りを行うことを予定しております。

次に、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、修正した内容についてご説明させていただきます。資料4は文章でまとめたものとなっていて、イメージがわかりづらいと思いますので、直接アンケートをご覧いただきながらご説明させていただきたいと思います。

資料5をご覧ください。まずはじめに表紙の裏面をお開きください。アンケートご記入にあたってのお願い事項の中の一つ下の部分になりますが、「この調査について、ご不明な点がありましたら下記までお問い合わせください。」の一文がわかりづらいというご意見をいただいたため「※この調査について、わからないことがありましたら寒川町役場福祉部福祉課にご連絡ください。」に修正させていただきました。

つづきまして、13ページをお開きください。前回の協議会で現在、障害福祉サービスを利用していなくて、今後も利用する意思がないという方は、サービスの質問を省略できる作りにはどうかというご意見をいただいたため、問39として新たに「問36で「利用していない」と回答した方に伺います。サービスを利用していない理由はありますか。」という質問を追加させていただきました。また、「現在、障

害福祉サービスを利用していなくて、今後も利用の意向がない方は、問 40 は回答せず、問 41 へ進んでください。」という一文を追加させていただきました。

次に、14 ページから 20 ページについてですが、精神障がい者の場合、利用しているサービスが少ないため、質問項目をわかりやすくできないかとのご意見及びサービスの質問順を回答者がわかりやすいように似たサービスをまとめる等工夫があればわかりやすいのではとのご意見をいただきましたので、サービスのくくりを「家に来てくれるサービス」、「外出を補助してくれるサービス」「通所先・仕事先などのサービス」「居住先などの提供・短期入所などのサービス」等に分類してわかりやすくまとめさせていただきました。

次に、短期入所の利用量、希望量について、月単位で日数を質問した方が良いと思うとのご意見及び放課後等デイサービス、移動支援、日中一時支援について、何回利用したいというように回数を書き込める作りにした方が良いのではとのご意見についてですが、ご指摘いただきましたサービスも含め全体的に月単位で利用希望日数及び利用希望回数を選択できるように修正いたしました。

次に、23 ページをお開きください。差別解消法について、差別の具体例を載せるとわかりやすいというご意見をいただきましたので、いただいたご意見のとおり問 47 の前に差別解消法の説明及び具体例を追加させていただきました。

次に、問 48 についてですが、「知的障がいのある方は 4 月以降で」などの質問をしても時点の認識が難しい。差別解消法施行前のデータがないのであれば、実際に障がい者の方がどのように感じているのか、差別解消法施行前、施行後構わず調査してはどうかというご意見についてですが、いただいたご意見のとおり差別解消法施行前のデータがないので、今回のアンケート結果を今後の基礎データとしたいため、時点を決めずに差別解消法施行前、施行後含めた形に修正させていただきました。

次に、23 ページの問 48 から 25 ページの問 52 の質問文についてですが、「差別と感じた出来事がありましたか」という文章を「差別を感じましたか」というように変更した方が良いというご意見をいただきましたので、出来事という言葉を削除してわかりやすく修正させていただきました。

次に、26 ページの問 55 についてですが、障害者虐待防止センター（寒川町福祉課）の電話番号を記載すると良いと思いますとのご意見

をいただきましたので、いただいたご意見のとおり障害者虐待防止センターの電話番号を記載させていただきました。

次に、29 ページの問 62 についてですが、アンケートの最後で出来るだけ簡単に答えられる形で今回のアンケートの感想を聞いてみたらどうでしょうかというご意見についてですが、問 62 の質問文に「今回のアンケートに関するご意見、ご要望でも構いません。」の一文を追加させていただきました。

最後に、7 ページの問 23 についてですが、こちらは町で修正させていただいた点になりますが、「主な収入源はどれですか。あてはまるもの一つに○。」という質問を「収入源はどれですか。あてはまるもの全てに○。」という質問に修正させていただきました。

より詳細に収入源を聞くことにより、町として今後、就労支援等、どのようなサービスに力を入れていく必要があるかなどを分析したい目的です。アンケートの修正内容につきましては以上となります。

続きまして、もう一点、本日、ご協議いただきたい内容がございますのでご説明させていただきます。

今回、資料 5 として、アンケートをルビ有のものと、ルビ無のもの 2 つをお示しさせていただいています。町といたしましては、当初、聴覚障がいの方や知的障がいの方にルビ有のものを送付させていただく方向で検討していましたが、聴覚障がいの方や知的障がいの方の中にもルビが必要ない方もいて、そのほかの障がいの方の中にもルビが必要な方がいるのではないかと協議させていただいた結果、全てルビ有のもので送付することで支障がないのであれば、町といたしましては、今回、実施させていただくアンケートについて全てルビ有のもので送付してはどうかと考えています。委員の皆様のご意見を伺えればと思います。よろしくお願ひします。

会 長：ご意見等がありましたらお願いします。

委 員：ルビ有のものであれば、全ての人が分かるのでそれで良い。

委 員：全てルビ有で配布するのが良い。表紙裏面「アンケートご記入にあつたつてのお願い事項」の③の説明文が難しい。

事務局：もう一度、事務局で検討します。

委 員：解答用紙とアンケート用紙を分けて記入できる人が少ない。

集計が大変かもしれないが、直接書いてもらう方が回収率を上げることにも繋がるのではないか。

事務局：アンケート用紙に直接記入する方法も考えたが、郵送料がかなりかかってしまうため今回はアンケート用紙を別に用意させていただ

きました。3年前のアンケートの時も苦情等、大きな問題はありませんでした。

会 長：アンケートの解答用紙は別で仕方ない。

アンケートについてはルビ有のもので実施する方向で。また、視覚障がいの方のアンケート調査についてはそれなりの配慮があるか。

事務局：視覚障がいの方については、事務局でフォローする。

事務局：今後のアンケートの流れについて説明させていただきます。2月中旬にアンケート発送、3月末を締め切りとして行う予定。町内の障がい者団体の聞き取り調査は来年度に行う予定。

副会長：回答用紙の裏面の文字が小さい。せっかく新たに差別解消法の内容を加えている部分なのでもう少し大きくできないか。

事務局：発送までの間に調整します。

会 長：アンケート調査については、2月中に発送ということなので、承認して良いか。

全委員：承認。

(3) 平成29年度開設予定新規障がい者相談支援事業所の運営法人選定に係る結果報告について【資料6】

事務局：資料6をご覧ください。町内に相談支援事業所はあるのですが、相談件数の増加、多様化を踏まえて、寒川町障がい者福祉計画に基づいて平成29年4月より新しい事業所を増設するため、色々と委員の皆様にもご意見をいただいていたところです。

運営法人の選定については、公平中立を主として公募型プロポーザルにより募集を行いました。

平成28年11月29日の第3回協議会終了後、当協議会から3名の委員に審査員としてご参加いただき、町の職員と合わせて計6名で、応募のあった2法人の評価をさせていただいたところです。

結果につきましては、平成28年12月5日付けで、委員の皆様へ送付させていただいております。

裏面には、選定基準とした点数等が記載してあります。

委託契約は平成29年4月1日を予定しています。現在、職員の手配など具体的な話が進んでいるところです。以上になります。

(4) 相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループに関する経過報告について【資料7】

事務局：議題4の相談に係るアンケート結果、分析・検討に係るワーキン

	<p>ググループに関する経過報告についてご説明させていただきます。</p> <p>資料7をご覧ください。ワーキンググループ委員の名簿となっております。前回の協議会で選出いただきました4名の委員及び事務局としてすまいるにご参加いただき、本日の協議会終了後に第1回目のワーキンググループを開催させていただきますので、報告させていただきます。以上になります。</p> <p>(5) その他</p> <p>事務局：報告事項が2点ございます。1点目は来年度の協議会の日程についてです。資料8をご覧ください。あくまで予定となりますが、来年度の協議会につきましては、主に障がい者福祉計画の策定を中心として、記載させていただきました日程のとおり開催させていただく予定です。開催時間及び開催場所につきましては、今年度と同様となります。よろしく申し上げます。</p> <p>2点目となりますが、次回の協議会について平成29年3月30日に予定しておりますが、議題が報告案件のみとなった場合、正副会長と調整の上、開催の可否について改めてお手紙でご報告させていただきますのでよろしくお願いいたします。以上になります。</p> <p>副会長：本日も沢山の活発なご意見ありがとうございました。直接、当事者やそのご家族、委員の方々が所属している団体等のご意見が出て、反映されることはとても良いと思う。本日はお疲れ様でした。</p> <p>5. 閉会</p>		
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について寄せられた意見を踏まえた修正内容等について審議された。</li> <li>・寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査の実施方法等について協議された。</li> <li>・寒川町新規障がい者相談支援事業所運営法人公募型プロポーザルの審査結果について報告された。</li> <li>・寒川町地域自立支援協議会相談に係るアンケート結果分析・検討に係るワーキンググループの経過報告が行われた。</li> </ul>		

<p>配付資料</p>	<p>○寒川町地域自立支援協議会委員名簿  資料1：寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員  対応要領策定に際して寄せられたご意見と対応・考え方等  資料2：寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職  員対応要領（職員対応要領）の概要と構成  資料3：障害者差別解消法がはじまりました  資料4：寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査  に関して寄せられたご意見と対応・考え方等  資料5：寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査  資料6：寒川町新規障がい者相談支援事業所運営法人公募型プロ  ポーザルの審査結果等について（通知）  資料7：寒川町地域自立支援協議会相談に係るアンケート結果分  析・検討に係るワーキンググループ委員名簿  資料8：平成29年度寒川町地域自立支援協議会日程（予定）</p>
<p>議事録承認委員及び  議事録確定年月日</p>	<p>牧野賢一委員 内山泰祐委員  （平成29年 3月17日確定）</p>